

沖縄県 東村

東村村民の森「つつじエコパーク」

【レストラン施設】 利用者募集要項

初稿：令和5年9月1日



東村ふるさと振興株式会社

東村村民の森「つつじエコパーク」指定管理

目次

- 1 東村村民の森「つつじエコパーク」の概要
- 2 レストラン施設の概要
- 3 施設の使用条件
- 4 施設の見学
- 5 申込み資格
- 6 申込み方法等
- 7 審査方法等
- 8 使用開始までの流れ
- 9 その他

(1) 東村村民の森「つつじエコパーク」の配置図

(2) レストラン施設概要及び設備、備品

1 東村村民の森「つつじエコパーク」の概要

東村村民の森「つつじエコパーク」は、平成14年（2002年）4月に開園した施設で、県内初のPAプロジェクト・アドベンチャー（冒険教育）施設をはじめ、本格的なオートキャンプ場やバンガロー、パークゴルフ場などを備えた体験滞在型交流施設として整備されました。

（1）所在地

沖縄県国頭郡東村字平良 766 番地の 1

（2）施設概要（「東村村民の森「つつじエコパーク」配置図」参照。敷地面積 23.3ha）

- 1) サービスセンター地区 2.6ha（サービスセンター、事務所、レストラン、会議室）
- 2) バンガロー地区 2.5ha（バンガロー14棟）
- 3) オートキャンプ場地区 3.7ha（オートキャンプセンター、オートキャンプサイト）
- 4) 多目的広場 3.0ha
- 5) PAプログラム地区 1.5ha（プロジェクト・アドベンチャー（冒険教育）施設）

（3）指定管理者

東村ふるさと振興株式会社

（4）開園時間等

1) 施設閉園

- ①年中無休
- ②利用時間 8：30～17：30
- ③入口開閉門時間

※ただし指定管理者との事前調整により変更可能

（5）施設利用者数（人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数	59,812	77,850	47,049	59,553	58,369	51,024	30,830	27,138

2 レストラン施設の概要

（1）面積：約 274 m²

1) 内訳

- ①軽食コーナー（約 32 m²）
- ②物品販売店（約 48 m²）
- ③厨房（約 16 m²）

(2) 設置機器、備品等

1) 内訳

①机・台類（店内テーブル） ②椅子類（店内用） ③棚類（店内） ④厨房機器

3 施設の使用条件

(1) 入居期間

入居開始予定日：審査結果決定後

(2) 月額使用料

無料

(3) その他の必要経費

1) 電気料金

レストラン施設において使用した電気料金。（要調整）

2) 水道料金

レストラン施設において使用した水道料金。（要調整）

3) ガス料金

レストラン施設において使用したガス料金。（要調整）

4) 電話・インターネット料金

レストラン施設において使用する電話及びインターネット回線の契約及び使用料。

5) 厨房器具類稼働に係る燃料、消耗品等の購入費用

レストラン施設において使用する燃料、消耗品等の購入費用。

(4) 各施設営業にかかる手続き等

施設営業に要する営業許可等の諸手続は使用者により行い、手続きに要する費用も使用者が負担するものとする。

(5) 施設機材等の追加設置

施設の機能向上のために要するオプション機材等は使用者により購入または設置するものとする。なお、この場合、使用者はその内容を指定管理者と事前に協議を行い、その内容を書面により通知するものとする。

(6) 施設の改造等

施設の改造を行う場合、使用者は事前に指定管理者と協議を行いその内容を書面により通知するものとする。また、使用者は施設退去に際しては、使用者の責により原状回復を行うものとする。

(7) 施設の営業可能日

原則として毎日稼働可能、ただし指定管理者と事前に調整の上、行うこと。

(8) 施設の営業可能時間

「1 東村村民の森「つつじエコパーク」の概要 (4) 閉園時間等」のとおり。

(9) 退去にかかる手続き等

条例、施行規則に従って手続きを行うこと。退去予定日までに私有財産を全て撤去し、使用場所を原状回復すること。施設を破損し汚損または滅失したときはこれを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。指定管理者並びに関係者の現場確認等に協力すること。

(10) 管理運営への協力

健全な管理の為、防犯・防災への取組、防火管理者の選任・消防訓練の実施等について厳守すること。また、事業効果の把握・検証に必要な決算報告書、収支実績等について、求められた場合には遅滞なく報告すること。

(11) 使用開始

許可を受けた日から14日以内に使用を開始すること。

(12) その他

施設の使用に際しては、関係法令及び「東村村民の森の設置及び管理運営に関する条例」並びに「東村村民の森の設置及び管理運営に関する規則」を遵守すること。

4 施設の見学

施設見学については、指定管理者にて対応します。事前の申込みが必要です。

(1) 期間：令和5年9月1日(金)～ ※事前にお問い合わせ下さい。

(2) 受付場所：東村ふるさと振興株式会社

〒905-1204 沖縄県国頭郡東村字平良766番地の1

TEL 0980-43-3300 Fax 0980-43-3030

本件に関する問合せ専用メールアドレス restaurant-toiawase@eco-park.okinawa

5 申込み資格

使用応募者は、下記の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 取扱商品やメニューに東村産の農産物や加工品の利用に努めること。
- (2) 事業の内容が各種法令等に抵触していないこと。
- (3) 事業効果の把握・検証に必要となる決算報告書、収支実績等について求められた場合には延滞なく報告できるもの。
- (4) 租税を完納していること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びそれら利益となる活動を行うものでないこと。

6 申込み方法

下記の書類を提出してください。

(1) 申込み用紙

東村村民の森「つつじエコパーク」施設使用許可申請書によりお申込み下さい。

※使用許可申請書には以下の書類を添付して下さい。

1) 個人の場合

- ①住民票(発行3ヶ月以内のもの)
- ②納税証明書(発行3ヶ月以内のもの)

2) 法人の場合

- ①登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ②決算報告書（過去3年分）
- ③納税証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ④定款の写し

3) 個人、法人共通

① 事業計画書

※下記が確認できる内容として下さい。

イ、担当者名、連先等

ロ、施設に持込予定機器が有る場合または施設の改造計画が有る場合はその内容

ハ、資金計画

ニ、収支計画

ホ、損益計算

ヘ、雇用計画

② その他指定管理者が必要と認める書類

※申請書類の作成にかかる諸費用は申請者の負担とし、提出資料等の返却は致しません。

(2) 受付窓口・時間

1) 受付窓口

東村ふるさと振興株式会社

〒905-1204 沖縄県国頭郡東村字平良 766 番地の 1

TEL 0980-43-3300 Fax 0980-43-3030

本件に関する問合せ専用メールアドレス restaurant-toiwase@eco-park.okinawa

2) 受付時間

9時30分～17時00分まで

(3) 募集期間

令和5年9月1日(金)～令和5年11月30日(木)

※郵送の場合は令和5年11月30日(木)の消印まで可

(4) 質問の受付

募集要項などに関する質問を、別紙1「質問および意見書」をFAXにて下記の期間に受け付ける。

令和5年9月1日(金)～令和5年9月29日(金)

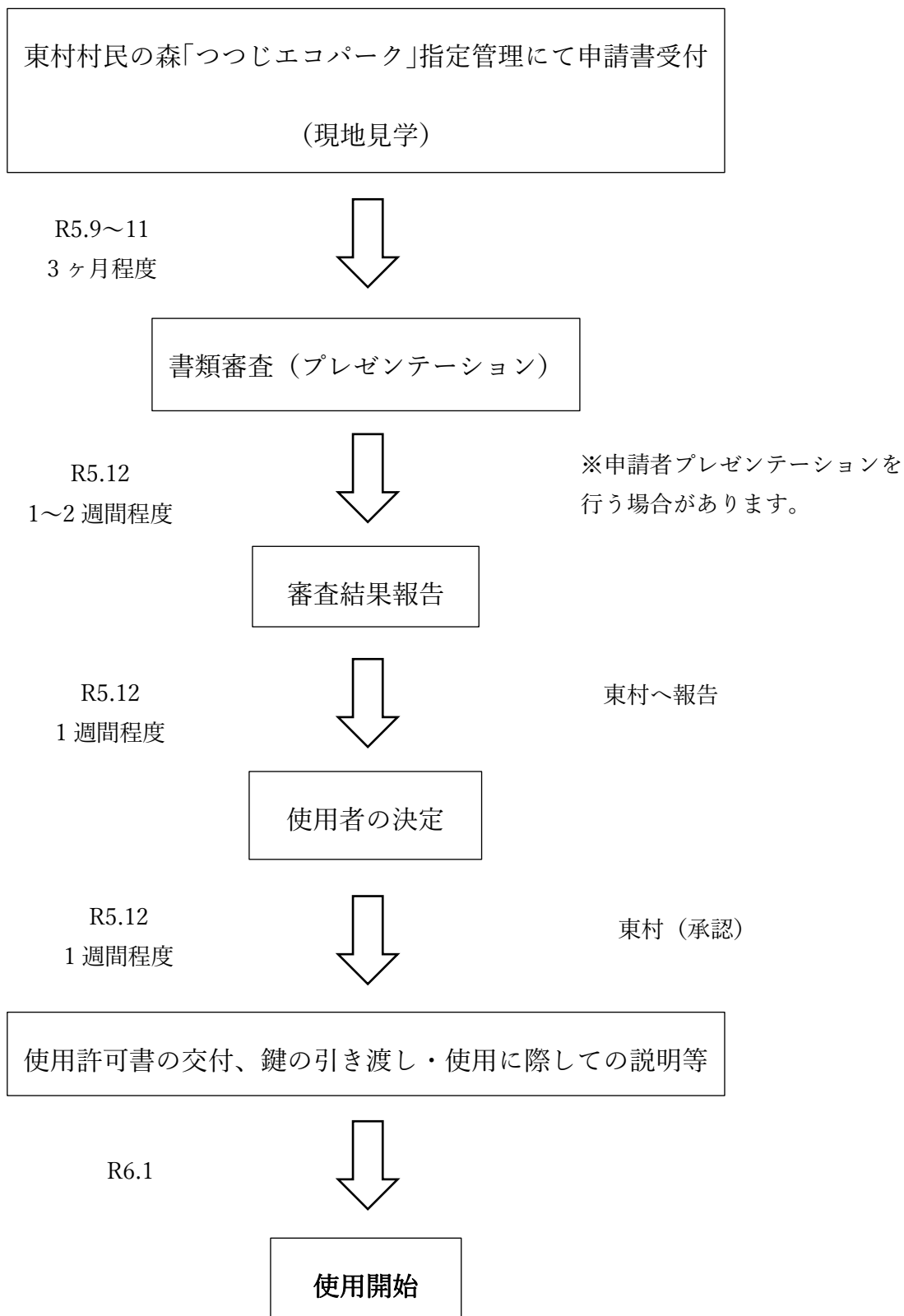
なお、募集要項は質問内容などにより変更する場合があります。変更内容は東村公式ホームページなどで公表する。

7 審査方法等

東村ふるさと振興株式会社において東村村民の森「つつじエコパーク」レストラン施設使用者選考審査方法に基づき審査を実施、東村への報告後、使用者を決定します。

8 使用開始までの流れ

スケジュールは予定です。今後変更になる可能性があります。



9 その他

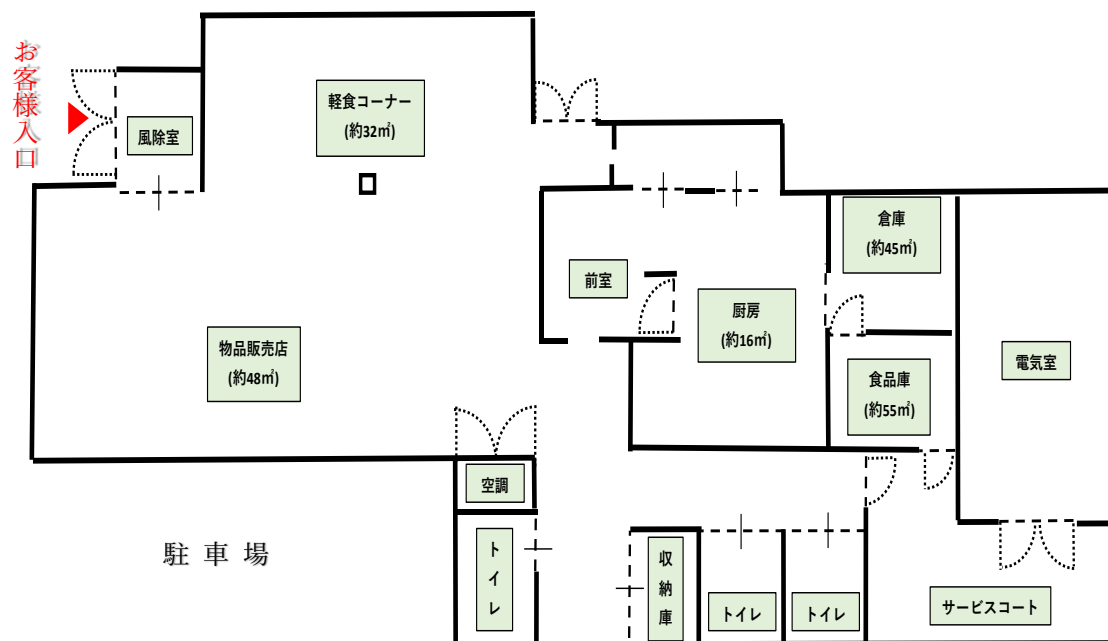
(1) 東村村民の森「つつじエコパーク」配置図



(2) レストラン施設概要及び設備、備品

レストラン施設はサービスセンター建物内に位置し、軽食コーナー（約 32 m²）・物品販（約 48 m²）・厨房（約 16 m²）・倉庫及び食品庫（約 100 m²）があります。厨房機器や椅子、テーブルなども備え付けてあります。

【レストラン見取り図】



【レストラン写真】 ※入口より厨房向け



【レストラン施設内写真】



厨房①



厨房②



厨房③



食品庫

【その他施設】



バンガロー（宿泊施設）



オートキャンプ場